

## 佐賀県原産地呼称管理制度における酒類の表示細則

### 1 目的

この細則は、佐賀県原産地呼称管理制度における酒類の認定要領（以下「認定要領」という。）別紙2の「表示基準」の4の規定により、具体的な表示方法を定める。

### 2 認定を受けた酒類であることの表示

- (1) 表示基準の2の①の統一マークは、別紙1のとおりとし、使用にあたっては色、形状、文字の変更を行ってはならないものとする。
- (2) 統一マークの表示場所は、原則として、酒類の市販容器の表側とする。但し、消費者に認定製品であることが容易に判別できるようにするため必要な場合は、包装箱や包装紙等、市販容器以外の場所に表示することができるものとする。
- (3) 海外輸出など必要がある場合に併記することができる「Saga Appellation Control」の表示場所は、市販容器の表側や包装箱、包装紙等の適切な場所とする。

### 3 消費者が必要とする事項の表示

- (1) 表示基準の3の消費者が必要とする事項の表示方法は、別紙2のとおりとする。
- (2) 表示は、別紙3に準じる仕様で作成するものとする。
- (3) 表示場所は、原則として、酒類の市販容器の裏側とする。但し、裏側への表示が困難又は不適切な場合は、包装箱や包装紙への貼り付け、あるいは、表示事項を記載したしおりの添付や佐賀県酒造組合ホームページへの掲載など、消費者が容易に確認できる方法によることができる。

#### 附則

この細則は、平成17年3月22日から施行する。

#### 附則

この細則は、平成19年5月11日から施行する。

#### 附則

この細則は、平成24年4月22日から施行する。

別紙 1 統一マーク



(注) 使用にあたっては、「The SAGA」ロゴマーク運用規定によるものとする。

## 別紙 2 消費者が必要とする事項の表示方法

区分 表示事項	日本酒(純米酒、純米吟醸酒、純米大吟醸酒、特別純米酒)	焼酎(米焼酎、麦焼酎、粕取焼酎)
認定年月	「平成 17 年 3 月」または「H17.3」、「2005.3」などと記載	
分類	「純米酒」、「純米吟醸酒」、「純米大吟醸酒」、「特別純米酒」のいずれかを記載	「米焼酎」、「麦焼酎」、「粕取焼酎」のいずれかを記載
原料米	「佐賀県産 100%」と記載。生産地域名や品種名を併記する場合は、「佐賀県〇〇市産 100%」(〇〇は産地市町村名)、「佐賀県産△△」(△△は品種名)、「佐賀県〇〇市産△△80%、佐賀県〇〇町産△△20%」(〇〇は産地市町村名、△△は品種名)などと記載	
精米歩合	「□□%」または「かけ米□□%、麴米□□%」(□□は精米歩合)などと記載	
採水地	「佐賀県〇〇市」(〇〇は市町村名)などと記載	
醸造地	「佐賀県〇〇市」(〇〇は市町村名)などと記載	

- (注) 1 表示事項の「原料米」の欄は、米麴を使った麦焼酎の場合は「原料麦・麴米」、麦麴を使った麦焼酎の場合は「原料麦」、粕取焼酎の場合は「酒粕の原料米」または「酒粕の原料米・麴米」とする。
- 2 表示事項の「原料米」及び「精米歩合」の欄を一体的に記載する場合、表示事項は「原料米使用割合及び精米歩合」とし、表示方法は「佐賀県〇〇産△△80% (精米歩合□□%)、佐賀県〇〇産△△80% (精米歩合□□%)」(〇〇は産地市町村名、△△は品種名、□□は精米歩合)などと記載する。

《佐賀県原産地呼称管理制度による表示》

表示事項	表示内容
認定年月	
分類	
原料米	
精米歩合	
採水地	
製造地	

(注) 文字の大きさは、日本工業規格に定める8ポイント以上とする。  
ただし、内容量が200ml以下の場合、ポイント数については定めはしないが、  
品目別委員会の承認を得ることとする。

【参考】消費者が必要とする事項の表示の例

《佐賀県原産地呼称管理制度による表示》

表示事項	表示内容
認定年月	平成17年3月
分類	純米酒
原料米/精米歩合	佐賀県産佐賀の華80%使用/40%精米 佐賀県産レイホウ20%使用/50%精米
採水地	佐賀県三瀬村
製造地	佐賀県三瀬村